

## 日産カード法人会員規約

### ■■■一般条項■■■

(法人会員及びカード使用者)

- 第1条 法人会員とは、本規約を承認のうえ、株式会社日産フィナンシャルサービス（以下「当社」という。）が発行するクレジットカード（以下「カード」という。）の発行を申込み、当社がカードの発行を承諾した方をいいます。なお、当該承諾をもって契約が成立するものとします。
2. 法人会員は、法人会員に代わってカードを使用する方（以下「カード使用者」という。）を所定の方法で届出るものとします。但し、カード使用者は法人会員の役員又は従業員でかつ普通自動車免許証保持者の方とし、当社に対し本規約を承認のうえ、カード使用者となることを申込み、当社が適当と認めた方とします。

(カードの使途及び法人会員の責任)

- 第2条 カードの使途は、事業費の決済の目的に限るものとします。
2. 法人会員は、カード使用者によるカード及び各種サービスの利用による一切の責任を負担し、カード使用者は当該債務を負担しないことを確認します。
3. 法人会員は、その責任においてカード使用者に本規約を遵守させるものとし、カード使用者が本規約に違反したことにより生じる債務の支払、損害の賠償等については、すべて法人会員の責任とします。

(カードの貸与・有効期限)

- 第3条 当社は、法人会員の保有する自動車1台につき、1名のカード使用者を記載した1枚のカードを発行し、貸与します。
2. カード使用者は、カードを貸与された場合は、直ちに当該カードの所定欄に自己の署名を行わなければならないとします。
3. カードの所有権は当社が有し、法人会員及びカード使用者は、善良なる管理者の注意をもってカード及びカードに表示されたカード番号、有効期限、セキュリティコード等の情報（以下「カード情報」という。）を使用・保管するものとします。また、会員は、カードを破壊、分解等又はカードに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行わないものとします。
4. カードはカード上に表示されかつ署名欄に自署したカード使用者のみが使用でき、他人に貸与、譲渡及び担保提供に利用するなどカードの占有を第三者に移転し、又は他人にカード情報を使用させることは一切できません。
5. 前三項に違反してカード又はカード情報が使用された場合、その利用代金等の支払は会員の責任とします。但し、カード又はカード情報の管理状況等を踏まえて法人会員及びカード使用者に故意又は過失がないと当社が認めた場合は、この限りではありません。
6. カードの有効期限はカードに表示し、法人会員が次の各号の事由に該当せず、かつ当社が引続き法人会員として適当と認める場合は、新しいカードと会員規約を送付します。
- ①当社又は当社に対する本規約に基づく債務又はその他の金銭債務が不履行になっている場合
  - ②法人会員の信用状態に著しい変化が生じた場合
  - ③カードに紐付けられている自動車の保有をやめたとき

(年会費)

第4条 法人会員は、年会費を当社所定の期日に当社に支払います。

2. 年会費のみのお支払いの場合、ご利用代金明細書の発行を省略することがあります。
3. 既にお支払い済みの年会費は、退会又は法人会員の資格を喪失した場合その他の理由の如何を問わず返却いたしません。

(暗証番号)

第5条 法人会員及びカード使用者は、カード発行の申込み時にカード使用者ごとに暗証番号を当社に届出るものとします。但し、届出がない場合、又は当社が暗証番号として不適当と判断した場合は、当社が、当社所定の方法により登録するものとします。

2. 法人会員及びカード使用者は、暗証番号につき生年月日や電話番号等他人から推測されやすい番号を避け、暗証番号を他人に知られないように善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
3. カード利用にあたり、登録された暗証番号が使用されたときは、第三者による利用であっても、法人会員はこれにより生ずる一切の債務について支払の責を負うものとします。但し、暗証番号の管理状況等を踏まえて法人会員及びカード使用者に故意又は過失がないと当社が認めた場合は、この限りではないものとします。

(カードショッピング)

第6条 法人会員及びカード使用者は、カードを利用して、当社と契約している加盟店（以下「加盟店」という。）でお買物とサービスの提供（以下「カードショッピング」という。）を受けることができます。

2. 法人会員及びカード使用者は、カードを利用して当社の提供する商品、役務及び当社が他社と提携して提供する商品、役務についてカードショッピングを受けることができます。なお、この場合第21条第1項及び第25条に「加盟店」とあるのを「当社」と読替えて、本規約を適用します。

(カード利用可能枠)

第7条 カードショッピングの利用可能枠は、カード使用者全員のカード利用代金合計額について当社が決定した金額を限度とし、カード使用者の未決済の利用代金を合算した金額がカード利用可能枠を超えない範囲で利用できます。但し、当社が必要と認めた場合はいつでも利用可能枠を変更又は利用停止ができるものとします。

2. 法人会員及びカード使用者は、当社が承認した場合を除き、利用可能枠を超えてカードを利用してはならないものとします。

(充当順序)

第8条 法人会員の返済した金額が本規約及びその他の契約に基づき当社に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、法人会員への通知なくして当社が適当と認める順序方法によりいずれの債務に充当しても異議のないものとします。但し、法人会員が指定した場合はこの限りではないものとします。

(費用の負担)

第9条 法人会員は、本規約によって生じる当社の権利保全に要する次の各号の費用について、当

社から請求がある場合は、速やかに支払うものとします。なお、第1号に定める額は、消費税率を10%として算出したものであり、消費税率が変動した場合は、変動後の消費税率により算出した額とします。

- ①法人会員の都合による口座振替不能の場合の再請求費用(1回につき220円、消費税込み。)、法人会員の都合による訪問集金費用(訪問1回につき1,100円、消費税込み。)
- ②法人会員の都合による口座振替不能の場合で、当社指定のコンビニエンスストアで本規約に基づく債務を支払う場合における当社所定の手数料
- ③カードの返還請求に伴う訪問回収費用

(退会及びカード使用者の資格喪失)

- 第10条 法人会員が退会を希望する場合は、所定の届出書により当社に届出るものとします。その場合、当社の指示する方法に従い、カードを返却又は裁断のうえ破棄するものとします。
2. 前項の場合、法人会員は、当社に対する残債務全額を直ちに当社に支払うものとします。
  3. 法人会員がカード使用者の資格の取消しを希望する場合又はカード使用者が当該法人を退職する場合は、法人会員が所定の届出書に当該カード使用者のカードを添えて当社に届出るものとします。
  4. 前三項の手続きを完了し、当社が認めたときに、法人会員が退会、又はカード使用者がその資格を喪失したことになるものとします。

(カードの使用取消、会員資格の喪失)

- 第11条 法人会員が以下の各号の一つに該当した場合、その他当社が法人会員として不適当と認めた場合は、当社は、何らの通知、催告を要せずして、特定のカード使用者の使用取消又は法人会員の資格を取消することができ、これらの措置とともに加盟店に当該カードの無効を通知することがあります。
- ①虚偽の申告をした場合
  - ②本規約のいずれかに違反した場合
  - ③本規約又は他の契約に基づく当社に対する支払債務の履行を怠った場合
  - ④法人会員の信用状態に重大な変化が生じた場合
  - ⑤換金を目的とした商品券購入等、カードの利用状況が適当でないと当社が認めた場合
  - ⑥第23条第4項の口座振替手続きのために有効なお支払預金口座の届出がないとき
  - ⑦第12条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当した場合
  - ⑧第17条第1項に違反したことなどにより、当社から法人会員への通知・連絡が不可能であると当社が判断した場合
  - ⑨当社に対して暴力的な行為、脅迫的な言動、不当な要求をし、又は当社の信用を毀損し、もしくは当社の業務を妨害する等の行為があった場合
  - ⑩当社が本人会員に対して送付したカード(第3条第6項及び第16条第1項に基づき送付するカードを含む。)を、本人会員が当社所定期間内に受領しない場合
  - ⑪法人会員又はカード使用者が日本国内に連絡先を有さなくなった場合
  - ⑫カード使用者が死亡した場合
2. 法人会員は、特定のカード使用者の使用を取消されたときは当該カード使用者のカードを、法人会員の資格を取消されたときは法人会員が貸与を受けたカード使用者全員のカードを、当社の指示する方法に従い直ちに当社へ返却又は裁断のうえ破棄します。

(期限の利益の喪失)

第 12 条 法人会員は、以下の各号の一つに該当した場合、当然に本規約に基づく当社に対する一切の債務について期限の利益を失い、残債務全額を直ちに当社に支払います。

- ①カードショッピングの利用代金の支払を遅滞したとき
  - ②法人会員振出の手形、小切手が不渡りになったとき、又は支払を停止したとき
  - ③差押、仮差押、保全処分（信用に関しないものは除く。）の申立てを受けたとき
  - ④破産、民事再生、特別清算、会社更生等の倒産手続の申立てを受けたとき、又は自らこれらを申立てたとき。あるいは解散したとき
  - ⑤住所変更の届出を怠るなど、法人会員の責に帰すべき事由によって、当社に法人会員等の所在が不明となったとき
2. 法人会員及びカード使用者のいずれかが、以下の各号の一つに該当した場合、当社の請求により本規約に基づく当社に対する一切の債務の期限の利益を失い、法人会員は、残債務全額を直ちに当社に支払います。
- ①カードを他人に貸与、譲渡、質入れ、担保提供等をし、又は商品の質入れ、譲渡、貸与等をし、当社のカードに対する所有権、又は当社の商品に対する所有権を侵害する行為をしたとき
  - ②本規約の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反になるとき
  - ③法人会員の信用状態が著しく悪化したとき
  - ④前各号のほか、債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき
  - ⑤法人会員又はカード使用者が、本規約第 18 条第 2 項又は第 3 項に違反していることが判明したとき、又は当社が本規約第 18 条第 4 項の報告を求めたにもかかわらず、法人会員及びカード使用者から合理的期間内に報告書が提出されないとき

(遅延損害金)

第 13 条 法人会員は、期限の利益を喪失したときは、期限の利益の喪失の日の翌日から支払済みに至るまで、カードショッピングによって生じた残債務全額に対し、1 回払は年利率 14.6%の割合で、1 回払以外は法定利率で計算した遅延損害金を当社に支払うものとします。

2. 法人会員は、カードショッピングの利用代金の支払を怠ったとき（前項の場合を除く）は、お支払いになるべき金額に対し支払期日の翌日から支払済みに至るまで、年利率 14.6%の割合で計算した遅延損害金を当社に支払います。但し、支払方法が 1 回払以外の場合は、当該カードショッピングによって生じた残債務全額に対し法定利率で計算した額を超えないものとします。

(早期完済の特約)

第 14 条 法人会員が当初の契約のとおり分割支払金の支払を履行し、かつ約定支払期間の途中で残債務全額を一括して支払ったときは、法人会員は、78 分法又はそれに準ずる当社所定の計算方法により算出された期限未到来の分割払手数料のうち、当社所定の割合による金額の払戻を当社に請求できるものとします。

(カードの盗難等)

第 15 条 法人会員は、カードの盗難、詐取、横領もしくはカード情報の不正取得、又はカードの紛失（以下「盗難等」という。）があったときは、速やかに当社に連絡するとともに、最寄りの警察署へ届出るものとします。

2. カードの盗難等により、カード又はカード情報が他人に利用された場合の損害は、法人会員が

負担します。但し、法人会員が前項の届出をした場合は、当社が前項の届出を受理した日の60日前以降発生したものについては、当社は法人会員に対しその負担を免除します。

3. 前項の定めにかかわらず、次の各号に該当する場合は、当社は法人会員に対しその負担を免除しません。

- ①紛失、盗難が法人会員又はカード使用者の故意又は重大な過失によって生じた場合
- ②法人会員の役員、従業員、もしくはカード使用者の家族、同居人、留守人等、法人会員又はカード使用者の関係者によって利用された場合
- ③戦争、地震など著しい社会秩序の混乱の際に盗難等が生じた場合
- ④本規約に違反している状況において、盗難等が生じた場合
- ⑤法人会員又はカード使用者が当社の請求する書類を提出しない等、当社の行う被害状況の調査に協力を拒んだ場合
- ⑥カード使用の際、登録された暗証番号が使用された場合（但し、第5条第3項但書に該当する場合を除く。）

（カードの再発行）

第16条 カードの再発行は、カードの毀損、滅失、盗難等の場合で、法人会員が所定の手続きをとり、かつ当社が認めた場合に限り行います。

2. カードを再発行する場合、法人会員は、当社所定の手数料を負担するものとします。

（通知義務、届出事項の変更）

第17条 法人会員は、次の各号の事由が生じたときは、当社に対し、遅滞なくその旨を通知します。

- ①法人会員の商号・名称・所在地・業種、代表者の氏名・住所、カード使用者の氏名・住所、実質的支配者の有無及び実質的支配者の氏名・住所等の届出事項を変更したとき
  - ②カード使用者が法人会員を退職したとき
  - ③カードに紐付けられている自動車の保有を失ったとき、又は当該自動車の代わりに他の自動車の保有を開始したとき
2. 前項第1号の通知がないときは、当社が法人会員の所在地、会社名宛に発送した郵便物が延着又は不到達となっても、通常到達すべきときに到着したものと当社がみなすことについて異議を申立てないものとします。但し、前項第1号の通知を行わなかったことについて、やむを得ない事情があると当社が認めたときはこの限りではないものとします。
3. 当社は、法人会員と当社との各種取引において、法人会員が当社に届出た内容又は公的機関が発行する書類等により当社が収集した内容のうち、同一項目について異なる内容がある場合、最新のお届け又は収集内容に変更することができるものとします。

（その他承諾事項）

第18条 法人会員及びカード使用者は、以下の事項をあらかじめ承諾するものとします。

- ①当社が与信及び与信後の管理のため必要と認めた場合に、取引の状況及び財産の状況等の確認を求めるとともに貸借対照表、損益計算書等を提出いただくこと
  - ②当社が貸与したカードに偽造、変造等が生じ又はカード情報を不正取得された場合は、当社からの調査依頼にご協力いただくこと、及びカードを回収し、会員番号の異なるカードを発行すること
2. 法人会員及びカード使用者は、法人会員及びカード使用者が現在次のいずれにも該当しないこ

と、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- ①暴力団
  - ②暴力団員及び暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者
  - ③暴力団準構成員
  - ④暴力団関係企業
  - ⑤総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
  - ⑥前各号の共生者（前各号の者と社会的に非難されるべき関係を有する者を含む。）
  - ⑦その他、前各号に準ずる者
3. 法人会員及びカード使用者は、自ら又は第三者を利用して次の事項に該当する行為を行わないことを確約するものとします。
- ①暴力的な要求行為
  - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞の使用等
  - ④風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
  - ⑤自らが反社会的勢力である旨、又は関係団体もしくは関係者が反社会的勢力である旨を伝える等の行為
  - ⑥その他、前各号に準ずる行為
4. 当社は、法人会員又はカード使用者が前二項に違反すると具体的に疑われる場合は、カードの利用を一時停止するとともに、当該事項に関する報告を求めることができ、当社がその報告を求めた場合、法人会員及びカード使用者は当社に対し、合理的な期間内に報告書を提出しなければならないものとします。

（合意管轄裁判所）

第19条 法人会員又はカード使用者と当社との間で訴訟の必要が生じた場合は、訴額の如何にかかわらず、当社の本社、各支店、営業所を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

（本規約の変更）

- 第20条 当社は、次の各号に該当する場合には、本規約を変更することができるものとします。
- ①変更の内容が法人会員及びカード使用者の一般の利益に適合するとき
  - ②変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき
2. 前項に基づき本規約を変更するときは、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容並びにその効力発生時期を当社ホームページで公表する等の方法により法人会員及びカード使用者に周知します。なお、前項第2号に基づく変更については、変更後の本規約の効力発生時期が到来するまでに、あらかじめ周知するものとします。

（カードショッピングの利用方法）

第21条 カード使用者は、加盟店でカードを提示し、所定の端末に暗証番号を入力すること又は所定の売上票（以下「売上票」という。）にカードと同一の自己の署名をすることにより、商品を購入し、又はサービスの提供を受けることができます。但し、当社が特に認めた場合は、暗証番号の入力もしくは売上票等への署名を省略し、又はカードの提示に代えてカード情報を通

知する方法等によりカードショッピングができるものとします。

2. カード使用者は、カードで現行紙幣・貨幣を購入してはならないものとします。また、現金化を目的として商品・サービスの購入等にカードを利用してはならないものとします。
3. カードショッピングに際して、利用金額、購入商品や提供を受けるサービスによっては当社の承認が必要となる場合があります。カード使用者は、この場合、加盟店が当社に照会を行い、当社が加盟店に対して次の回答・確認・指示を行うことがあることを了承します。
  - ①加盟店からの照会に対して当社が必要と認めた事項について回答すること
  - ②カードの提示者がカード使用者本人であることを確認する場合があること
  - ③カード使用者のカード利用が本規約に違反する場合、違反するおそれのある場合、その他不審な場合などには、カードの利用をお断りする場合があること
  - ④前号の場合、法人会員及びカード使用者へのカード貸与を一時停止し、加盟店を通じてカードを当社に返却していただく場合があること
  - ⑤貴金属、金券類等の一部商品については、カードの利用を制限させていただく場合があること
  - ⑥通信料金等、カード使用者が会員番号等を事前に加盟店に登録する方法により、当該役務の提供を継続的に受けている場合、会員番号等の変更情報等を加盟店に通知する場合があること

(債権譲渡)

第 22 条 法人会員及びカード使用者は、前条第 1 項の取引により生じた加盟店の法人会員及びカード使用者に対する債権を、当社が加盟店から譲受けることをあらかじめ異議なく承諾します。

(カードショッピングの利用代金の支払方法)

第 23 条 カードショッピングの利用代金（現金価格）の支払方法は、1 回払、分割払、ボーナス併用分割払、ボーナス一括払のうちからカード使用者がカード利用の際に指定した方法によるものとします。

2. 法人会員は、カード使用者が指定した支払回数に応じて、下表記載の分割払手数料をカードショッピングの利用代金（現金価格）に加算（カードショッピングの利用代金（現金価格）と分割払手数料の合計額を、以下「支払総額」という。）して支払うものとします。なお、ボーナス併用分割払の実質年率は、購入時期により下表記載の実質年率と異なる場合があります。また、一部の加盟店では、利用できる支払回数、分割払手数料等が異なる場合があります。

支払回数	1	3	6	10	12	15	18	20	24	ボーナス一括
支払期間 (ヶ月)	—	3	6	10	12	15	18	20	24	—
分割払手数料 の料率 実質年率(%)	—	16.50	16.50	16.50	16.50	16.50	16.50	16.50	16.50	—
現金価格 100 円あたりの分 割払手数料の 額(円)	0	2.8	4.9	7.7	9.2	11.4	13.6	15.1	18.1	0

3. 法人会員及びカード使用者は、前項の分割払手数料の料率が金融情勢等により変動することに

異議がないものとし、また、当社から分割払手数料の料率変更の通知をした後は、変更後の分割払い利用分より、改定後の料率が適用されるものとし、

4. カードショッピングの利用代金の支払については、次のとおりとします。

①分割払の場合

支払総額の具体的算定例は以下のとおりとし、月々の分割支払金（以下「分割支払金」という。）は、支払総額を支払回数で除した金額（但し、分割支払金の単位は100円とし、端数が発生した場合は初回に参入します。）となります

（支払総額の具体的算定例）10万円の10回払でご利用の場合

●分割払手数料  $100,000 \text{円} \times (7.7 / 100 \text{円}) = 7,700 \text{円}$

●支払総額  $100,000 \text{円} + 7,700 \text{円} = 107,700 \text{円}$

●分割支払金（2回目以降）  $107,700 \text{円} \div 10 \text{回} \approx 10,700 \text{円}$

（初回）  $107,700 \text{円} - (10,700 \text{円} \times 9 \text{回}) = 11,400 \text{円}$

②ボーナス併用分割払の場合

イ. ボーナス支払月は夏期と冬期の当社所定の月とし、最初に到来したボーナス月よりお支払いいただきます

ロ. ボーナス支払月の分割支払金は1,000円単位とし、その金額をボーナス月にお支払いいただきます

ハ. 平常月の分割支払金は、支払総額からボーナス支払月の分割支払金の合計額（但し、現金価格の50%以内とする。）を差引いた額を平常支払月の月数で除した金額（但し、分割支払金の単位は100円とし、端数が発生した場合は初回に参入します。）となります

③ボーナス一括払の場合

イ. 支払月は夏期又は冬期の当社所定の月とします

ロ. お取扱期間は当社所定の期間に限らせていただき、最初に到来したボーナス月にカードショッピングの利用代金（現金価格）を一括してお支払いいただきます

5. カードショッピングのお支払額は、次のとおり締切って、カード発行の申込み時に法人会員が指定した支払日に法人会員があらかじめ金融機関と約定した預金口座（以下「お支払預金口座」という。）から口座振替の方法により一括してお支払いいただくものとし、ご利用代金明細書にて法人会員に書面又は電磁的方法により通知します。なお、ご利用代金明細書の内容についての当社へのお問合せ、ご確認は、通知を受けた後10日以内にさせていただくものとし、この期間内に異議の申立てがない場合には、ご利用代金明細書に記載のご利用額、お支払額及び残高等の内容についてご承認いただいたものとみなします。

①指定支払日が10日である場合、毎月15日に締切り、翌月10日（金融機関休業日の場合は翌金融機関営業日）にお支払いいただきます

②指定支払日が27日である場合、毎月5日に締切り、当月27日（金融機関休業日の場合は翌金融機関営業日）にお支払いいただきます

③事務上の都合により、翌月以降の10日又は当月以降の27日の支払日からお支払いいただくことがあります

6. 法人会員が支払日を毎月27日に指定した場合で、当該金融機関が27日における口座振替を取扱わないときは、法人会員は、支払日が自動的に毎月10日に変更されることをあらかじめ承諾するものとし、当該変更については、「ご利用代金明細書」により通知を受けるものとし、

7. 法人会員は、お支払預金口座を変更する場合には、あらかじめ当社所定の方法で当社の承諾を得るものとし、

8. 法人会員は、金融機関から当社に対し第5項の支払日に引落不能であった旨の通知があったと



きは、当社に対する支払金の支払を怠ったものとみなされても異議をのべないものとします。

(所有権に伴う特約)

第 24 条 法人会員及びカード使用者は、カードショッピングにより購入した商品の所有権が、当該カードショッピングの支払金を完済するまで、当社に留保されることを承諾します。

(見本・カタログ等と現物の相違)

第 25 条 カード使用者が見本・カタログ等により申込みをした場合において、引渡され又は提供された商品、役務、権利が見本・カタログ等と相違している場合は、法人会員及びカード使用者は加盟店に商品等の交換又は再提供を申出るかもしくは加盟店との間の売買契約等の解除をすることができます。

(犯罪収益移転防止法の適用)

第 26 条 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づく取引時確認が当社所定の期間内に完了しない場合は、当社はカードの発行を断ることや、カードのご利用を制限することができるものとします。

(日産ポイント規定に関する特約)

第 27 条 日産ポイントの取扱いについては、日産ポイント規定の定めによるものとします。

(連帯保証)

第 28 条 連帯保証人は、当社に対し、本規約から生ずる法人会員の一切の債務を 250 万円を限度として保証し、法人会員と連帯して債務履行の責を負います。

2. 連帯保証人は、他の保証人に対する債務の免除について当社に異議を述べず、これに基づく免責の主張は一切しないものとします。
3. 連帯保証人は、本規約に基づく債務の一部を代位弁済し、当社から権利を取得した場合でも、当社の書面による事前の承諾を得ない限り代位権を行使しません。
4. 会社が連帯保証人の 1 人に対して履行の請求をしたときは、法人会員及び他の連帯保証人に対しても当該履行の請求の効力が生じるものとします。
5. 法人会員は、連帯保証人に対し、法人会員に関する次の各号の情報を提供したことを表明し保証します。また、連帯保証人は、法人会員から当該情報の提供を受けたことを表明し保証します。

①財産及び収支の状況

②主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況

③主たる債務の担保として他に提供し又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

【相談窓口】

1. 商品についてのお問合せ及びご相談は、カードを利用された加盟店にお問合せ下さい。
2. 本規約についてのお問合せ及びご相談は、株式会社日産フィナンシャルサービスにお問合せ下さい。

株式会社日産フィナンシャルサービス 日産カードセンター

住所 〒860-0801 熊本県熊本市中央区安政町 1-2 カリーノ下通 4F

電話番号 0120-917-623 (携帯電話からは 0570-666-823)